

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和5年8月29日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 松本 剛明 殿

法務大臣 斎藤 健 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都中央区日本橋2-13-2

Dropbox Japan 株式会社

代表取締役社長 梅田成二

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社 Dropbox Japan 株式会社は米国カリフォルニア州に本社を置く Dropbox, Inc. の日本法人である。当社は全世界において、クラウドストレージサービス Dropbox をはじめとした IT ソリューションを数多く提供しており、特に主力サービスであるオンラインストレージ Dropbox は 180 カ国、7 億人、50 万社以上で利用されている。

当社が 2020 年 7 月にリリースした電子契約サービス「Dropbox Sign」（ドロップボックスサイン）は、全世界 150 カ国以上、600 万人以上に利用されており、日本においても民間企業を中心にその利用率は年々高まりつつある。このような状況下において、当社の Dropbox Sign を活用することは、ペーパーレス化や脱ハンコといった業務課題解決につながり、さらに従来紙の書面を使用していた現場における、生産性向上も実現することが可能になると考える。

上述のようなことを背景として、この度、国や地方公共団体における各種の申請手続において「Dropbox Sign」の技術・プロセスを利用し、各手続に対応した形で新規事業として国および地方公共団体の契約行為に対しても提供することを検討している。

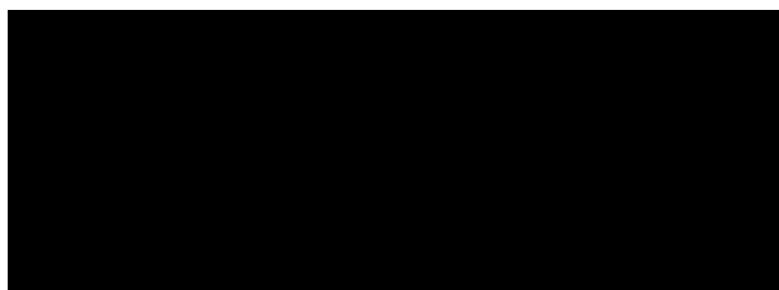


図1：海外における主な導入事例

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

上述のとおり、国及び地方公共団体における各種の申請手続、契約手続において「Dropbox Sign」の技術やプロセスを利用し、各手続に対応した形で仕組みやサービスを新たに提案していくなどの「新たな役務の開発又は提供」を展開することにより、国で取り交わされる契約書、受発注書その他の文書へ利用が見込まれ、これが可能となる場合、以下の新たな需要の獲得が見込まれる。



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

1) 事業実施主体

サービス提供事業者：Dropbox Japan 株式会社

サービス利用者：国、地方公共団体およびその契約相手

2) 事業概要

(1) Dropbox Sign の仕組み

Dropbox Sign は、契約当事者同士がクラウド上で契約書等の電子ファイルを確認し、契約を締結することができる電子契約サービスである。

Dropbox Sign はサービス提供事業者である当社の秘密鍵により当社の意思を介在することなく暗号化を行ういわゆる「認印版（事業者署名型）」の方式を採用している。

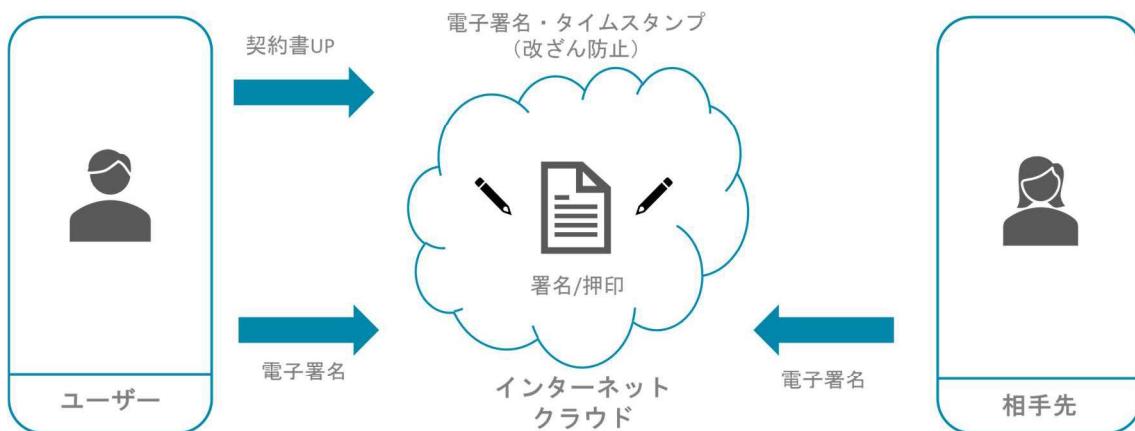


図 2:DropboxSign のサービス概念

(2) 送信者側の行為

- ①利用者である送信者は、Dropbox Sign にアカウント ID 及び PW を入力してログインし、契約書類の電子ファイルを Dropbox Sign のクラウドサーバー上にアップロードする。



図 3:署名する契約書等のデータアップロード画面

②送信者は、Dropbox Sign の画面上で、相手方（受信者）のメールアドレスと自身（送信者）のメールアドレスを入力し、印影やサイン、テキストエリア等の位置を指定して、送信を行う。送信者は Dropbox 上から資料を開くか、自身に送信されたメール上の「確認して署名」を押下して、Dropbox Sign の文書内容確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。「署名」ボタンが押下されたことを受け、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である送信者ののみの意思にもとづき、当社の意思を介在することなく、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。なお、この際、署名する順番（送信者が先、受信者が先、順番を設けない）を送信者がメール送信の際に予め設定することができる。順番が設けられた場合、先に署名することを設定された方が署名するまで、もう一方には署名依頼メールは送信されない。

なお、署名順を受信者が署名したのちに送信者が署名するという順番に設定した場合でも、送信者は Dropbox 上から文書を開くことはできるが、受信者が署名をする前には、文書に署名することはできない。



図4：署名者氏名、メールアドレス入力画面

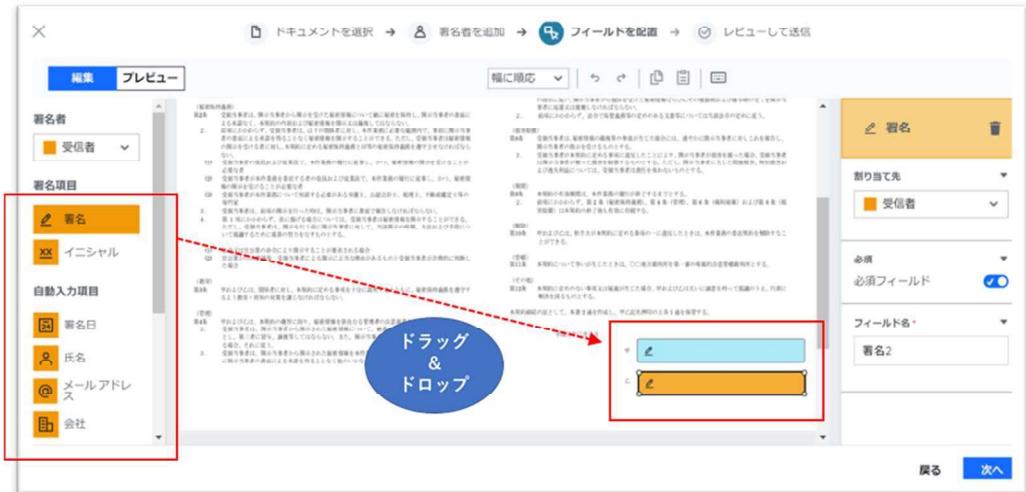


図5:署名、印影、テキスト等配置画面



図6:メールタイトル、本文入力、送信画面

(3) 受信者側の行為

①受信者のメールアドレス宛に、システム上で契約書類を確認・署名するための署名画面への専用 URL を記載した署名依頼メールが配信される。受信者は当該 URL をクリックし、(メール上では「確認して署名」というボタン形式で表示) Dropbox Sign の文書内容確認画面より、文書の内容を確認し、「署名」のボタンをクリックする。これを受け、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思を介在することな

く、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化する。



図7:契約書類データ確認画面

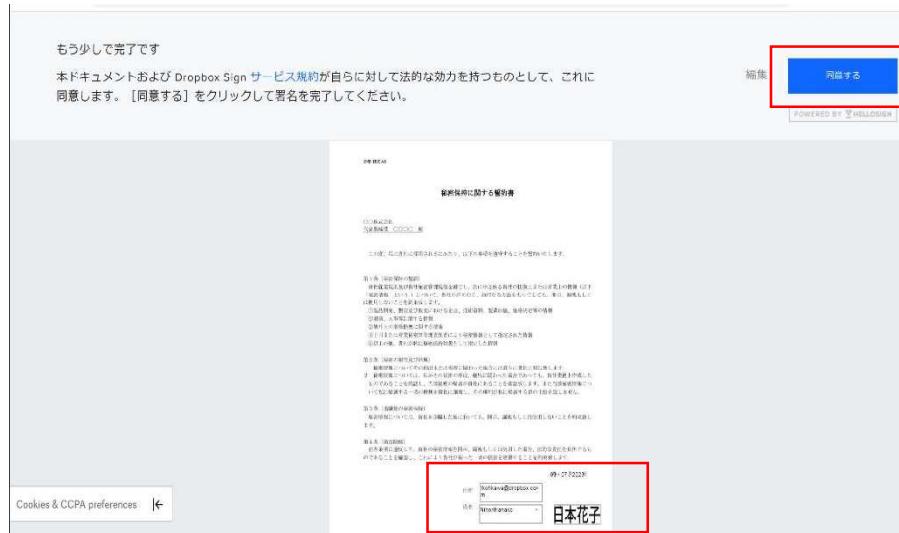


図8:同意（署名）画面

②送信者および受信者の電子署名の処理を完了すると、認定タイムスタンプが付与され、送信者・受信者それぞれに署名完了メールが配信され、暗号化済みの電子契約ファイルを確認、ダウンロードが可能となる。



図9：署名完了画面

上述のとおり、その操作は非常に簡便であり、また従来型の認証局が発行するICカード等を用いた厳格なローカル署名型電子契約サービスは異なり、メールアドレスやパスワードを用いた認証を基本としており、かつサービス利用者は別途、認証局による電子証明書等の発行を行う必要がなく、これにかかる手間やコストを低減して、より効率的かつ安全に契約書類等への署名、押印が可能となる。なお、締結された契約書類等については自動的に強固なセキュリティの施されたクラウドサーバー内で保管され、Dropbox Sign の利用者はいつでもそれらを検索、閲覧することが可能である。

（2）新事業活動を実施する場所

東京都中央区日本橋 2-13-12 Dropbox Japan 本社および各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本件の解釈が明確化し次第、速やかに実施

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他人の知覚によつて認識することができる

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。) については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。) の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

- 2 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
 - 二 請書その他これに準ずる書面
 - 三 檢査調書
 - 四 第二十三条第一項に規定する書面
 - 五 見積書
- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。
- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条 （略）

2～4 （略）

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認する

ことができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

1) 具体的な確認事項

- (1) 当社の提供する電子契約サービス「Dropbox Sign」を用いた電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書にも利用が可能であること、また、地方自治法施行規則第12条の4の2に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に

に基づき、地方公共団体の契約書にも利用が可能であることを確認したい。

(2) 当社の提供する電子契約サービス「Dropbox Sign」を用いて、契約書等の電子データをクラウドサーバーにアップロードし、それぞれの利用者がログインして双方の契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であることを確認したい。

2) 6. 1) (1)についての当社の考え方

電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項は、①電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること、②措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、かつ③改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることを「電子署名」と定義する。Dropbox Signにおける電子署名（事業者署名型）は、下記の通り、同条項の「電子署名」に該当するものと考える。

(1) 「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」の要件

Dropbox Sign は、契約内容が記録された電磁的記録（PDF ファイル）に対して、サービス提供事業者である当社の秘密鍵で暗号化を行うと同時に、氏名・メールアドレス等の署名者情報が記録され、さらにタイムスタンプを付与される仕組みとなっており、このことから「電磁的記録に記録することができる情報に対する措置ができること」との要件を満たすものと考える。

(2) 「措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」の要件

事業者署名型による措置については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（令和2年7月17日）において、一定の場合には、電子署名法第2条第1項の電子署名にあたることが示されている。

- ・電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的には A が当該措置を行った場合であっても、B の意思のみに基づき、A の意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置

を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。

- ・このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たすことになるものと考えられる。

利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A より引用

当該 Q&A によれば、事業者署名型のサービスにおいて、「電磁的記録に作成者を表示する記録をするもの」というためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

- ①技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていること。
- ②利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっていて、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになっていること。

上記①②について、Dropbox Sign は以下のとおりその要件を満たしている。

i 要件①について

送信者が Dropbox Sign に文書ファイル（PDF 形式）をアップロードし、受信者の情報（法人名、氏名、メールアドレス等）を入力のうえ、相手先に送信する。送

信者は Dropbox Sign のドキュメント画面より、該当の文書を選択し「はじめる」のボタンをクリック、必要情報を入力して最後に「同意する」ボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、署名者である送信者のみの意思にもとづき、当社の意思が介在することなく、当社の秘密鍵により暗号化がなされるとともに、署名者情報が付与される仕組みとなっている。

受信者が電子メールにて受信した URL をクリックし、Dropbox Sign の署名画面より、文書の内容を確認し、「はじめる」のボタンをクリック、必要情報を入力して最後に「同意する」ボタンをクリックする。これを受け、電子契約サービス事業者である当社が、アップロードされた契約書等の電子ファイルについて、当社の秘密鍵により暗号化がなされるとともに、署名者である受信者のみの意思にもとづき、当社の意思が介在することなく、署名者情報が付与される仕組みとなっている。

Dropbox Sign にて署名できるのは Dropbox Sign のログイン情報を持っているか、電子メールで署名依頼を受け受け取った者のみに限定される。Dropbox Sign のログイン情報を持っている場合、ユーザー アカウントに無断でアクセスし不正に文書に署名するや送信するなどの行為を防ぐためにユーザー情報（ユーザー ID やパスワードなど）を全て暗号化している。ユーザー ID とパスワードに加え認証コードの入力を求める 2 段階認証を設定することも可能となる。また受信者が文書の閲覧や署名する前に本人であることを確認するために送信者により追加認証を要求することができる。認証には以下の 2 つの種類がある。

- SMS：受信者が署名依頼メールを受け取った際、スマートフォンへのコードの送信をリクエストすることができる。ドキュメントにアクセスするには、そのコードを入力する必要がある。
- パスワード：送信者がパスワードを設定し、受信者はファイルにアクセスする際にそのパスワードを入力する必要がある。



図 10：2段認証の設定画面

さらに、Dropbox Sign では、全ての通信が TLS (Transport Layer Security) 暗号化によって保護されていることから、経路途中での署名指示の改ざんやなりすましはできず、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的にサービス提供事業者である当社の秘密鍵により暗号化処理を実行されるものとなっている。さらに、当社内の悪意の従業員による、利用者の意図しない電子署名が行われないよう、Dropbox Sign の本番環境にアクセスできる権限は適切な責任者に制限される。また、責任者の不正アクセスについては、社内の監査による体制面での牽制をすることで、アクセス権限管理を実施している。具体的には、本番環境にアクセスする前に責任者にてシングルサインオンによる認証が行われた後、SSH キーペアと 2段認証による要塞ホストへの認証が必要とされる。それに加え、本番環境へのすべてのアクセスは自動監視ツールにより記録され、疑わしいアクティビティが検出される場合はセキュリティチームにアラート通信が送信される。さらに、アクセス権限を持つ責任者リストは四半期ごとに管理者によって見直され、適切な権限を維持する。

ii 要件②について

Dropbox Sign で電子契約ファイル (PDF 形式) に付与された作成者である利用者のデータは、Adobe Acrobat 等の PDF リーダーの「署名パネル」で確認することができ、サービス提供事業者である当社の電子証明書の情報内に、作成者である利用者の氏名・メールアドレス・署名時刻が記録される仕組みとなっている。

このことから Dropbox Sign については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」（令和 2 年 7 月 17 日）が示す要件を満たしていることから、「措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」の要件を満たすものと考える。

(3) 「改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の要件

Dropbox Sign の電子署名には、RSA 方式（ハッシュ関数 SHA256、鍵長 2048 ビット）の暗号アルゴリズムが使用されており、改変が行われていないかどうかを検知できるようになっている。

電子署名の作成時点で算出したハッシュ値と改ざんが疑われる資料のハッシュ値を比較することにより改ざんの有無を確認するもので、電子署名の作成時点で算出

したハッシュ値と、確認すべき資料のハッシュ値が同じであれば、それらのデータには改変がなかったこと」が証明できる。(改ざんがされていた場合はハッシュ値が同一にならない) これは公開鍵暗号が「異なる秘密鍵から同じ暗号データが作成されない」と「秘密鍵で暗号化されたデータは対となる公開鍵でしか復号できない」という性質に基づくものである。

また、署名処理済みの PDF に改変を加えた場合、Adobe Acrobat などの PDF リーダーでは変更がある旨が表示されるなど証明書による検証済みとの旨が表示されないため、改変の有無も検知することができるようになっている。



図 11:署名パネルによる署名の有効性表示画面

このことから Dropbox Sign で施された暗号化措置は、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の要件を満たすものと考える。

以上より、Dropbox Sign を用いた電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第二十八条三項に基づく国の契約書にも利用可能であると考える。

また、同理由により、地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、地方公共団体の契約書にも利用が可能であると考える。

3) 6. 1) (2) についての当社の考え方

契約事務取扱規則第 28 条第 2 項は、「前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」としている。

この点について、Dropbox Sign では、a.利用者がパソコン、タブレットなどの電子計算機から契約書や請書など同規則第28条第1項に規定された文書に関する電磁的記録（PDFファイル）を Dropbox Sign のサーバーにアップロードし、b.利用者双方がインターネットを介して、当該サーバーにアクセスしたうえ、契約締結業務の処理を行うシステムとなっている。

したがって、Dropbox Sign により電磁的記録をアップロードし、利用者双方が契約締結業務を行うことは、同規則第28条第2項の規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能なものと考える。

7. その他

特になし

以上